

令和 3 年 2 月 15 日 議会改革特別委員会 議事録

13時00分 開会

○出席委員 (8 人)

委員長 寺岡 公章

副委員長 日域 究

委員 藤川 和弘、小田上 尚典、西村 一啓、網谷 芳孝、山崎 年一
小中 真樹雄

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○寺岡委員長 皆さん、こんにちは。全員、おそろいいただきました。議会改革特別委員会を開きたいと思います。よろしくお願いします。

では、今日の日程、4つほど議題があります。これまで取り組んできたものを、大分大詰めになってきました。いろいろお示ししたかったところもあるんですが、その事前段階で、根本的なところを確認もしなければいけない議題もあります。そういったところ交えながら、進めていきたいと思います。順番にしていきたいと思います。

日程 1、フェイスブック運用要綱案を議会運営委員会に提出してよいか。これ、中身をまだ皆さん方にしっかりと見ていただけてないんじゃないかなと思うんですけども留萌市を参照にしたものを、これまでの会議で出た意見、事務局のほうで留萌市を参考にしながらつくってくれました。基本的なところは、押さえてくれてます。今までやってきて、取り組んできて、一番の肝は、書き込めるのは議長と事務局長、あとは、あくまで公式のページなので、議長としての役割であったりとか、議会の営みというのを記していくという、この辺りをしっかり押さえてあります。あとは、そういうところになります。

中身について、第 2 条に定義を加えたもの、これまでも意見が出てきましたよね。こういったものも加えてもらってますので、これを言葉遣いとかもあると思います。実際に、ほかのまちが運用しているものを大竹市ふうに加工作品のものでありますので、ここは基本になってくるかと思います。願わくば、3 月定例会期中に議会運営委員会で諮っていたらというふうには思っています。本当は先月お渡しできればよかったんですが、今月の配付になってしまって、これを次回の会議では確定していきたいと思いますので、また皆さんで確認いただいて、御意見をいただいきたいと思いますので、よろしくお願いします。フェイスブックそのものは、この要綱ができる前に、ここで話し合ったルールの中で運用されてますので、それをどうやって明文化するかという、そういうところが課題になりますので、確認しておいていただきたいと思います。

また次回、細かな意見いただきたいんですが、今日の時点で何かすぐ気がついたこととかあれば伺いたいんですが、どうでしょうか。例えば、附則、一番最後のところに、いつから施行するかというふうなものがあります。これ、実際に運用を始めたのが去年の 9 月ぐらいでしたかね、運用しているのに後からルールがついてきたと。この施行はどうする

かとか、あれば聞きたいんですけど。こういうケースは、局長、何かありますか。遡って何とかというものでもないですし、であれば、公布の日から施行が流れ的には正しいんじゃないかと思うんですけど。そういうふうに直してもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 ありがとうございます。

あと、細かなところは、また次回の会議でお聞かせください。ですので、皆さん、よろしくをお願いします。特に意見が出なかったら、本当このままになってしまいますので、よろしくをお願いします。

ではまた、次の議題に入りたいと思います。

日程2、委員会中継について。これも、要綱のもうこれという案をお示ししたかったところなんですけど、その事前の段階で、確認を先におかないと、順番逆になってしまうことが、不安なところが出てきましたので、今日はそれを確定していきたいと思います。その前に、前回の会議で疑問が起こった著作権についてを、局長が調べてくれていますので、報告をお願いします。

議会事務局長。

○田中議会事務局長 2月12日に、本会議の中継を委託しておりますちゅピCOMのに確認を取りまして、著作権ですけれども、本会議の映像の著作権は大竹市に帰属することの確認をしております。

また今後つくられていく要綱でありますとか、それからホームページ上、こちらに著作権に関する記載、この映像は大竹市に帰属しますというような記載、こちらを明文化されても構わないということ、確認しております。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございました。

ということですので、著作権については、皆さん御安心ください。

委員会中継についていろいろ協議を重ねてきたんですが、前回の会議資料は訂正です。議会中継の実施に関する要綱案でした。これ委員会中継と書いてありますが、議会中継の実施に関する要綱案というのを、前回の会議で皆さんにお示しをしました。ところが、前回疑義も出なかったんですが、本会議を含めたもの、要は中継そのものについての要綱案でございました。私たちは今まで、常任委員会の中継についての意見交換はしてきましたけど、本会議の中継については、まだまだ情報もなく、協議も足りてなかったところだったんですね。今後、前回お示した本会議を含めた中継の要綱について、うちの委員会ですらどうしていくかということがまだ決まっていません。研究課題にも上がっていませんでした。それで、まずはこの3月定例会で議会運営委員会に提案する要綱案、この範囲をどこまでにするかというのを先に決めないと、要綱のつくり方も変わってくるというふうに思いますので、これを皆さん方にお決めいただきたいと思います。それで、2つの考え方ができる。本会議の中継も含めた、大竹市議会中継の実施に関する要綱として扱うのであれば、再考の必要があります。組み立て直さなければいけない。でも、どうせやるんだったら、一括してやったほうがいいんじゃないかという御意見か、それとも、現実にもう

委員会の中継、配信は行われてますので、まずはこちらを要綱として明文化したものをつくっていくのを急いであうがいいんじゃないかと。この2つが考えられると思います。それで、皆さん方にどちらの方向でいくかを、今日決めさせてもらいたいと思います。

いかがでしょうか。どう思われますか、皆さん。前回の要綱、出してみましようか。事務局、すぐ出ますか。はい、ありがとうございます。これがこないだの分なんですけども、本会議のことが結構入ってるんですよ。これをそのまま進めるにしても、委員会だけに特化するにしても、どっちの方向でいくかを決めないといけませんので、御意見をお聞かせください。

小田上委員。

○小田上委員 本会議の中継をリアルタイムでしているのは、ケーブルテレビだけだと思うんですね。委員会の中継は、インターネット上だけと考えたら、別のほうがいいのかなど思ったんですが、本会議の様子は、後々YouTubeでアップされるので、1つにしといたほうがいいのかなど思いました。

○寺岡委員長 はい、ありがとうございます。

ですから、今の御意見は、この大竹市議会中継の実施に関する要綱というものを固めながら、今まで話した委員会中継を加えていく。申し合せにはならんと、何かの形で別紙に表すみたいな感じで、常任委員会の中継については細かなルールをどこかで書くという、御提案ですか。はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。ただ、これ本会議の中継ということになると、改めて勉強も必要になって、勉強、研究が必要になってきますので、そこは御承知おきください。

ほか、皆さん、御意見あったら伺いますが。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 そういうことであれば、今、小田上委員から御意見がありました。そちらのほうの動きにするとすれば、去年の時点で、一度、議会運営委員会で、議会改革特別委員長の立場として、執行部含めてカメラの存在とか中継やりますというのは、紹介だけはさせてもらいました。それでとりあえず進めていくということでもいいですか。議会全体の中継の要綱にしていくということによろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 特に意見がないようですので、そういうふうにさせてもらってよろしいですか。

はい、副委員長どうぞ。

○日域委員 私も分かつちやいないんですけど、例えば著作権の話、さっき出てきましたよね。基本的に大竹市議会の中にああいうカメラが備わっていて、あれは市の財産としてカメラあるわけですよ。それを運用するのを、ちゅピCOMにお願いしているわけなんですけども、例えば、あれはだから委託しているわけですよ。委託契約って、多分ありますよね、もちろん。契約したこっち側の、大竹市側の代表者は市長ですよ。そこでどんな契約書というか、文書なってるんか知りませんが、どっちにしたって議会のものを一般に、何というか、ネットか何かはさておいて、皆さんにお知らせというか流すわけですから、

それはルールは1本のほうがいいでしょうね。1個1個、何とか委員会はこっちだとか、あれはこっちだというのは、すごいおかしいですから。根っこは1個あって、その中で分けるべき部分はそれなりに分けて、そこ見れば全部出てくるという仕組みのほうが、いいと思いますけども。今までは特段こういうものがない状態でやってたんですよ。機能的に動けば、とりあえず丸という感じでやったわけですよ。今回、改めてこっち側の委員会のことが出てきたから、そういやあっちもあつたよねというんで、まとめるんだったら1つのルールといいますか、何かでまとめたらいいなという気がします。あんまり新鮮さのない意見で申し訳ないですけども、以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、局長。

○田中議会事務局 今いただいた御意見において、補足させていただくのに、今、配信をしたんですけども、中継要綱案と申し合せ事項との比較というのございます。

右側の列、こちらが平成28年3月の23日の議会運営委員会の資料で、録画中継ですね、先ほど日域副委員長からおっしゃいましたように、確かにちゅピCOMのほうでケーブルテレビでの中継、この委託契約というのは毎年締結しているものです。その中で、その映像そのものの著作権というのが、うたわれていなかったんですね。ユーチューブでこういうのを出しましょうというようなこと、議会の中で議論があったんだと思いますが、その際、平成28年の3月、議会運営委員会でもってちゅピCOMで中継したものを録画して、それを動画に編集し直してユーチューブに配信するというのを、ちゅピCOMのほうの了承も得て、議会のほうでやられる際に、こういった申合せをしておられます。

今回、要綱案つくるに当たって、その部分が網羅されてるかかどうかということで、参考として、前回の委員会でお示しさせていただいたものが、こちらになります。ということで、今まで著作権というのを、ちゅピCOMともちゃんと確認をした覚えがなかったので、今回確認させていただいたということで補足いたします。

以上です。

○寺岡委員長 今、局長が説明してくださったのが、平成28年の議会運営委員会の中で、これでいきましょうと決められたものではありません。それはあるんですが、要綱のような堅いものではなくて、留意事項というところでとどめていたと、今までは。それゆえその程度であったものを、ステップアップさせるかということです。

どうでしょうか。この際、じゃあ、うちの委員会でこれ回せて進めていくということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 はい、じゃあ、そうさせていただきます。

では、委員会中継については、これまで随分まとまってきました。文言を起こすのは、比較的容易かと思います。ただ、本会議の録画中継に関することというのと、先ほど言いましたように、改めて研究しないといけない部分もあるかなというふうに思います。今の時点で、特にこういったことはどうなってるのかとか、そういった、こんな資料はないのか、そのようなものは、皆さんの中からありますか。

小田上委員。

○小田上委員 細かいところとざっくりしたところ、2点なんですけど、録画中継の期間が第5条に決められてると思うんですけど、この2年が経過した年度末に配信を終了するというふうになってるんですけど、現在、2年以上前のものも見られるというところで、特段これを書く必要があるのかなというところ。これ配信終了となったら、どんどん消していく作業も必要になるんで、逆に面倒かなと思うのと、あとは、編集をすることができる、できるというよりも積極的に編集して、もっと3時間、4時間、長い委員会とか本会議見たくないんで、何かするみたいなほうがいいのかなどは思いました。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

1つ目のほうは、このたび議会運営委員会にいろいろお願いしますので、そのときに一緒にお願いする予定ではありました。要は、現実とこの留意事項が差があるので、どう扱っていただけますかというのを確認するということは予定してましたので。

ありがとうございました。加えておきますので、改めて。

それから2つ目のほう、録画中継の編集なんですけれども、ですから、議員が発言しるところ消すわけにいきませんので、例えば何かこう会議を流すときとか、あとは、もちろん休憩時間ももちろんですし、そういった意味での編集という、それでよろしかったですよ。ありがとうございます。編集するというふうに書くということ。

小田上委員。

○小田上委員 そうですね。編集しなくてもいいと読み取れるんで、見やすく編集しますというふうにしてもらったほうが、大変だとは思いますが、見る側からすると有り難いかなというところですよ。

○寺岡委員長 局長。

○田中議会事務局長 現状、お昼の休憩とか長い休憩のところはカットしてつなげてるんですけども、そのカットだけでなく、全体が長いのを分割するというイメージでしょうか。了解しました。

○寺岡委員長 分割するというのは、発言者ごとで、ページというかサイトというか、URLで変えるとか、そういうことですか。

小田上委員。

○小田上委員 理想的なのは、発言者ごとのがあれば理想的ですけど、午前中だけで区切るとか、午後だけで区切るとかすると、本会議1日目の1日丸々が5時間とかよりも、1時間ずつとか分かれたりとかしてくれるほうが、見る側としては非常に見やすいなというところですよ。

○寺岡委員長 なるほどね。そうですね、今の放送をインターネットで見るときは、何日目とかそんな感じでもんね。丸々ぼこっと数時間、四、五時間という感じでしたもんね。なるほどね。分かりました。1つの御意見として伺っておきます。実際にやるかどうかは、また皆さんの意見を伺いながら考えていきたいと思います。

ほかに、今の時点で何かありますか。こんな資料が欲しいとか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 それでは、これについては初めての取り組みですので、次回の会議が3月の12日定例会期中が今のところ予定されてます。議会運営委員会で確定してないと、何とも言えないんですけども。ですので、今日が15日、今月中ぐらいに、事務局にこの本会議の中継について、それからこの本会議中継をホームページに上げてるところぐらいまで、あの辺りで質問事項や資料が必要であれば、申し出をするようにお願いをします。今月中に本会議の中継と配信についての問い合わせをお願いします。事務局、いいですか。2週間、受け付けてもらいたいんですけども。じゃあそれ、皆さん、よろしくお願いします。

その後で、中継要綱として組み立てていって、委員会中継についてどの辺りぐらいまで、そこで表現するか、もしくは別途定めるところの、別途をどのようにするかというのを決めていきましょう。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 じゃあ、この件についても引き続き、よろしくお願いします。

続いて、では日程3に入ります。

日程3、委員会における自由討議。これは、しばらく前にこうしようということで、一旦のルールづくりは当委員会内においては済んでます。常任委員長にも御紹介をさせていただいて、ぜひ運用してくださいとお願いして、快いお返事をいただいているところです。ただ、これも要綱をつくるときに、独立した要綱をつくるのかどうか、こういった辺りが、この会議を迎えるに当たって、委員長として苦慮いたしました。

この丸がついとる最初からいきますね。大竹市議会にはいろんな条例、規則がもちろんあります。委員会条例というは、今回、私たちが話したような会議の手順とかを表したものではありません。要は、委員会の存在そのものを定義するものを書いてありました。ですので、そういった細かいものを条例に寄せるのは、ふさわしくない思います。

次に、会議規則をどうするかということになるんですけど、この会議規則も、自由討議について触れるのは、条文見た感じ大丈夫なんですけど、細かな内容、例えば20分間の時間とするとか、そういったまで記載するのは、ふさわしくないというふうに思われます。とすれば、さきの大竹市議会委員会条例の第31条に別途定めるといふうなのがあるんですけど、その範囲内として、会議規則にどこまで記述するかという、そこを皆さんに相談しておきたいんです。

まず、委員会条例について見ていただきたいんですが、今、委員会条例を発信します。主には常任委員会のことについて、委員の選任であるとか委員長の決め方とか、そういった任期とか、そういった上のことが書いてあります。ここには自由討議についての記述をするのは、あまりふさわしくないかなと思います。これ、協議会もたしか書いてなかったんじゃないかなと思うんですね。

続いて、大竹市議会会議規則です。これも結構大きなところで、いろいろ物事が書かれてるんですけども、例えば、今まで私たちが会議の中でやっている、例えば質疑とか討論とか、こういったものも若干触れてある程度なんですよ。ですんで、ここに自由討議は休憩時間中に行うとか、そういうのを書くのもまた、やっぱりおかしい話なんじゃないかなと思います。

そういったところから、この自由討議を議会運営委員会で正式にルールを決めていただくためには、大竹市議会委員会条例ではなく会議規則に自由討議を認めるとか、よく分かりませんが、そういった類の言葉にして、そして要綱案として別にこれを定めていくというのがふさわしいと、委員長としては思いました。この要綱案として定めるのも、上のほうにありますけど、大竹市議会委員会条例の第31条には、その他必要と思われるものは別途定めるみたいな感じで書いてあるんですよ。その範囲内の要綱とすれば、自由討議という文言を追加すれば、整合性図れるのじゃないかなというふうに思います。

ここまではよろしいですか、まず。平たく言えば、議会運営委員会にお願いして、会議規則の若干の修正をお願いする。それは、自由討議という言葉を経済規則に載せてもらえませんかということです。ここまでのいいですか。皆さん、大理解できますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長　じゃあ、どういうふうに載せてもらうかという、会議規則の第60条か、大竹市議会会議規則の第60条辺りに会議の内容のことが書いてありますので、この辺りに自由討議という言葉をごち込み、第61条を新たに追加して、あと、ずらしていくかというところが、考えられるかなというふうに思います。これ、一般質問のことか。そうですね。委員会に関係するところ、大変失礼しました。委員会の発言じゃけえ、審査というところ、第2節になるんか。この辺りかな。

すみません、局長、質疑とか討論とかというのは、この中には書いてなかったですか。

はい、どうぞ。

○田中議会事務局　今、大竹市議会会議規則、ページ数でいうと38ページ、第122条が質疑又は討論の終結というところありますけれども、追加するとすれば、場所的にはこの辺りなのかなと。そこが第4節発言、その辺りになろうかと思ひます。

以上です。

○寺岡委員長　ありがとうございます。

これが大竹市議会会議規則の、発言とか質疑、討論とか、この辺りが書いてる辺りに自由討議という言葉をごち込むかというところですね。

それか、全く大竹市議会会議規則も改正せずに、自由討議要綱として運用するかというところなんですけど、皆さん方、これまで取り組んできていただけて、どうでしょうか。今のところ、大竹市議会委員会条例は改正はしません。大竹市議会会議規則を改正して、一言加えてもらうかどうか。自由討議要綱を別途定めるにしても、この規則を変えるかどうかというところなんですよね。

はい、議長、どうぞ。

○細川議長　申し訳ない。もう一回、自由討議のやり方をおさらいしてみたいんですけど。資料、送ってください。

○寺岡委員長　はい、送ります。これ訂正前か後かとか、そういうなんは置いとってください。これが流れですね。これがフローチャートで作った分です。その2、その3で急遽出た場合は直ちに届け出るみたいな、そんなものはまた加えていきますが、大まかな流れはこういったところになります。

はい、どうぞ、議長。

○細川議長 今、フローチャートのところを確認させていただいたんですけど、これ、だから自由討議をするときには、委員会で委員長が休憩を宣言して自由討議に入るだったと思いますよね。

○寺岡委員長 そういうことです。

○細川議長 そしたら、大竹市議会会議規則は、委員会についての発言の規定なんで、委員会じゃなくて休憩に入ったときのやり方であれば、大竹市議会会議規則は触らなくてもいいんじゃないかと、今これおさらいをしてみたら、そう思ったんですけどね。

以上です。

○寺岡委員長 分かりました。ありがとうございます。

皆さん方、そういう御意見もあります、ほかの方、どうですかね。いやいや、やっばりここまでやった以上、大竹市議会会議規則にちゃんと書いとったほうがいいんじゃないかとあれば、伺っておきたいんですけど。

小田上委員。

○小田上委員 まず、1点確認ですけど、先ほど議長が言われた休憩して自由討議をしますと。その中で、もちろん執行部側には確認したいねということが出た場合には、委員長が再開した後に確認でしたかね、だったと記憶しているんですけど。委員会の再開をして討議中に新たな疑問が出た場合に、委員長が代表して執行部に問うというふうにあるので、委員会にかかっているといえ、かかっていると思うんですよ。なので、この第128条の表決のところ入っているんですけど、委員長、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣言するという、この一言だけ、こういうふうに自由討議に入れると、入ることができる規定だけはつけといたほうがいいのかなと。委員会が再開された後に、委員会の中での発言が休憩中のものであっても、いきなり休憩して再開したときには、新たな疑義が生まれているわけじゃないですか。なので、自由討議にいったんだというのは、あったほうがいいのかなと。自由討議を経た結果、出てきた疑問、委員長が聞いているので、かかっているという気は少しします。

○寺岡委員長 だから、書くとしたら、第128条に加えるという、そういうことですか。

はい、どうぞ。

○小田上委員 第128条のように、自由討議ができますよということだけ書いておけば、それで済むのかなと思いました。

○寺岡委員長 それはどこに書くのかは別途ですね。

○小田上委員 別としてですね。

○寺岡委員長 できる規定を加えると。はい、ありがとうございます。

ぶっちゃけ、どちらでも運用はできるんですよ。ただ、議会運営委員会にお願いするときに、お願いの仕方が全然変わってきますので、やっぱり根本的なところなんで、これは委員会の意思としてお願いしますので、ほかの皆さん方も何か御意見あれば、お聞かせいただきたいんですけども。

はい、副委員長。

○日域委員 これ、局長に教えてほしいなと思うんですけども、こういうものが、会議規則であれ、条例であれ、どのまち見ても、ほとんど固有名詞が同じなんですよね。だから、皆さんが一生懸命考えてつくったものじゃないというのが、すぐ分かるんですけども、そういう中で、あるのが当たり前でやってきた私は、やってきたんですが、例えば会議規則というのは、何ですか、条例じゃないですか。それで、ルールって法律って、憲法があって法律があって自治体に条例があるじゃないですか。それで、そういう流れの中で、これ会議規則とさっきの条例がありますよね、委員会条例とか何とかあるんですけども、その位置関係というのかな、そこが何か分かってない、分からないとなると、私においては、よく分からんところがあるんですが、そこをやっぱり整理しとかなないと。要するにこれ、総務省がつくったんでしょね、多分、元は。それから、そこを勉強しないといけなないなと思いつつ、今、聞いてたんですけども。もし分かれば教えてください。

○寺岡委員長 条例と規則と要綱の違いぐらいでいいと思うんですけど。例えば、条例なんというのは、本会議通過させな改正できませんよね。規則とか要綱は、ものによると思うんですが、基本的には、このたびでいえば、議会運営委員会を通過させればいけるんじゃないかと思います。要綱は、議会運営委員会というよりも、少なくともうちの委員会で、うちの委員会は特別委員会じゃないと駄目か。やっぱり議会運営委員会か。

はい、どうぞ。

○田中議会事務局長 あんまりいいお答えにならんかと思いますが、自治法でまず会議規則は定めなさいというのが明文化されてます。何でかというところまではっきりは言えませんが、推察されますに全部が全部は書けないんじゃないかと、自治法の中で。議会運営そのものの細かなところまで書けないので、細かなところはそれぞれの議会でもって、会議規則を定めなさいねということが自治法のほうで書いてあって、標準会議規則というのがあります。大竹市もあるんですが、条例、規則、要綱、どう違うのかということですけども、まず条例というのは、地方公共団体がその事務について議会の議決によって制定する法規、決まりですね。規則は、地方公共団体の長などがその権限に属する事務について制定する法規、決まりです。一方、要綱、これは行政機関内部における内部規定であって、法規としての性質を持たないということが、これはどこですかね、芦屋市のホームページに出ておりました。参考になるかどうか分かりませんが、そういうものでございます。

○寺岡委員長 はい、ありがとうございます。

副委員長、大体いいですかね。ただ、今回の場合でいえば、よく議長がその定めを、その部分を定めるとかいうふうなのもあるのも、議長の独断じゃなくて委員会としてつくつてるので、議会運営委員会という合議制の中でから決めてもらいましょうというのが、今のところの流れです。内規にしても要綱にしてもそうですけど、みんなで決めたものなので、自分たちのことなので、みんなで決めて、みんなで守りましょうと。

はい、副委員長。

○日域委員 例えば、執行部でいえば、法律があって条例があるじゃないですか。それで、条例の後、後は市長が自由自在というのも気分が変わってもいけんから、市長自らが、自らが決めるわけですよ。自ら決めて、公表することにおいて、うちはこうしますよと。

別に議会とは関係ないし、市長自らが決めたんじゃないけど、私はこうやりますからねというのが要綱だったりするんですかね。もちろんそれは、世間とあまり関係ない内部になってくると、内規的なものもあったりするんでしょうけども。議会というのは、市長を議長に置き換えたらいいのかどうか分かりませんが、議長が決めるんだったら、議長が決めてもいいと思いますけどね。それを議会運営委員会に諮ったから、正統性があるとかないとかいう話じゃなくて、きちんと決めてありさえすれば、そこにルールの中身があって決めたのであれば、議長が決めたら、私それで十分だと思いますけども。みんなが決めても、根拠がはっきりしなかったら、はっきりしませんからね。だから何か、この自分たちが決めたと言いながら、ほとんど同じなんですよ、どのまち見てもね。恐ろしいぐらい同じなんです。これ、要するに、自分たちで決めてないよという、言ってるようなものですから、これは言い方換えたら、大竹市議会が作りかえたっていいですよ。いいみたいです。そうしたら、大竹市議会なりの会議規則をつくったらいいじゃないですか。ほかの条例とかは、あっちのこっちのっていろいろ見ますよね。今回だって留萌市が出てきたりするんですけども、肝心のところは、自分たちがつくるべきものを国の役人がつくってるんですよね。そこに、一生懸命合わそうとしているんですけども、ごっそり変えたって別にいいんじゃないかと思いますけども。自分がつくったんじゃないから分からんわけですよ、要するに。会議規則は規則ですから、そういう意味じゃ単なる規則ですよ。でも、すごく重いじゃないですか、実際は。その違和感があるんです、正直言って。規則なら簡単に、じゃあ来年からこうしますからねと言わないですよ。

もちろん議会中継とか何とかは、それはそれで、もともとさっきの著作権もそうですが、著作権があるんだったら、そこで出演しとる人間の肖像権はどうなるんだって、ありますよね。中には、選挙立候補して個人情報だっているって、写真公開しないやついますからね。だから、理屈はどこにでもつくんでしょうけども、でも、国会とか議会とかいうのは、公開が原則ですから。そこで行われてることについて、著作権じゃ何じゃ、肖像権がじゃって、もともとあるはずがないと私は思うんですよ。例えば、ちゅピCOMが、あの映像わしんじゃと言ったら困るでしょう。だから、何か世間に漂ってるいろんなルールを適当に持ってきて、これに当てはめるんじゃないで、根本原理として公開なんです。それで、共有財産ですから、もともとね。だから、あんまり難しく考えんでもいいような気も、そういう意味じゃしますけどね。知らせて悪いことは何もないわけです。という気がして、何言ってるか分かりませんが、知らせることはいいことだと思いますけどね。

○寺岡委員長 副委員長、今のは大竹市議会会議規則を見直してみるタイミング、場面があってもいいんじゃないかという御意見と、全体をですね。総合的に受け止めたのは、今まさに我々がやってる、この自由討議のルールについては、我々が要綱として内規としてつくっておいて、議会運営委員会だろうが議長だろうが、そこでからこうしようと発すればいいんじゃないかというふうに聞こえたんですけど。

はい、どうぞ。

○日域委員 プレーキ踏んでるよりか、どっちか言ったらアクセル踏んでる感じですけどね。さっきの要綱ですけど、市長が決める要綱は、議会に置き換えたら議長決めたらいいと思

うんですけども、議長も1人で全部独断みたいなのは嫌でしょうから、それは一応、議会運営委員会なり何なり適当なところに諮って、たたき台をつくってもらって、でもそれは議会運営委員会が決めたんじゃないくて、あくまでも議長が決めたんじゃないけど、その前段を皆さんの意見を出してもらったという意味で。そうだと思いますけどね。議会というのは、ある種、仕切ってるのは議長ですから。最終的に、議会、どこかの委員会が多数決だったから決まったんじゃないくて、委員会が多数決で案を議長に提案するわけですよね。それを議長がこれでいいんじゃないと言って、ぼんと判を押したら有効になると。だから、議案の審議とは違うと思うんですけどね。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

要綱つくことは、もちろん大事だというふうに思われます。会議規則もこの際、大竹市議会会議規則に自由討議の文言を加えてみましょうというふうにも取れたんですが、その辺はいかがでしょうか。

副委員長、どうでしょう。それか。

○日域委員 あんまり難しく考えないで、ある意味では。

○寺岡委員長 そうですね。ストレートにいくと、要綱だけつくっておけば、一応、議会内のことは回るのは回りますから。それがシンプルといえはシンプルですね。

はい、どうぞ。

○細川議長 1つ確認したいんですけど、今、この大竹市議会会議規則の第168条、大竹市議会会議規則の疑義に対する措置、ここはどうなんかなと。疑義は市長が決定するけども、議員から異議があるときには会議に諮って決定するになってるんですよね。このたび、ほかのところでも規則を少し見直したほうがいいんじゃないかという部分もあるんですけどね。とても議会全体の運営に関わる、例えば自由討議にしようとかね、ことになるんで、そういうケースの場合には、やっぱり議員の皆さんで決めていただくのほうがいいんじゃないかなと、私は思ってるんですけど。それが、だから誰が決めるかの部分なんですけどね、規則を変えるとき。どこで決めるかということなんです。

それと、もう一つ、この第7章の協議または調整を行うための場というのが、上のほうに第166条にあるんですけどね。ここ読み返したんですけども、大竹市議会会議規則ですか、これ協議会の規定はここを見るとあるんですよね。協議または調整を行うための場としての協議、協議会は規定があるんですけども、実際には今は、政策研究会もやってますし、そこでまた今度、自由討議ということであれば、ここを少しやっぱり現実と違って部分が出てくるのかなと。

それと、この一番後ろの表にも議会全員協議会と常任委員協議会しかないんですけど、議会基本条例のほうでは、政策研究会を置くことができるになっておりまして、今思ってる規則と条例が、若干微妙に何かずれている部分もできてるんで、自由討議も含めて、規則のこの部分で入れてみるとか、そういう御研究してみてもいいんじゃないかなと今、思いました。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

第7章、第9章辺りをお話してくださいました。

先に皆さん、意見があれば伺っておきたいんですが、どうでしょうか。

小田上委員。

○小田上委員 今、改めて見て、第155条に議場において喫煙してはならないと、当たり前のこと書いてるんですね。これ書いてるくらいだったら、委員会中じゃないですか、自由討議をするかどうか諮るのって、委員会開催中ですよ。あれ、質疑が終わってない。それを諮ることができる、入れといたほうがいいと思います。委員会の中で諮ることができるようになってないと、自由討議をするかどうか休憩してから決めないといけなくなっちゃうのかなと思います。

以上です

○寺岡委員長 ありがとうございます。

大分、様子が分かってきました。じゃあ、ほか、なければなんですが、まず、要綱はつくりましょう。それで、議会運営委員会がこの要綱で各常任委員長さん、委員会の皆さんに御紹介をお願いします、このルールでいきましょうねというものを、明文化をまず1個します。プラスして、その要綱というのはハウツーですから、会議はこうします、こうします、こうします、何分間とかいうふうな感じですから、それを先につくっておいて、会議規則も今後うちの委員会でやるかどうかを、協議する場面、計画に入れるかどうかの協議をしていきましょう。

そういったところで、いかがでしょうか。今の小田上委員、それから日域副委員長も、この規則について、いろいろ時代も合っていないじゃないかというふうな意見もありましたし、そういったところでどうでしょうか。次の機会は3月定例会に、計画の見直しというか、一旦活動スケジュールをもう一回確認するという作業が入る予定になってますんで、そのときに入れましょうか。まず、要綱をつくる、どうでしょう。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 じゃあ、そうさせてください。要綱をつくります。それで、できた要綱を大竹市議会会議規則に入れるのがふさわしいかどうか、文言を入れるのがふさわしいかどうかを決めましょう。

そうさせていただきます。また、私自身もこの大竹市議会会議規則について、まさにこの会議中にいろいろ新しい気づきもありましたんで、皆さんも改めて読んでおいていただけたらと思います。

では、自由討議、以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 ちなみに、今後の予定としては、3月定例会期中、会期中の当特別委員会は、中身についていろいろ話をします。それで上がって、こういったものを議会運営委員会に出しましょうねというものが確定すれば、例えば最終日辺りに、議会運営委員長にお願いして、開けるようであれば開いていただいて、もう決めていくというぐらいで、今のところ考えてますので、御協力をよろしくお願いします。実際、向こうにも都合がありますからね。全部開けるよ、開けんよということはあるとは思いますが、お願いします。

それでは、続きまして、元の文章に戻ります。

日程4に入ります。決算審査と議会提案について。これも長らく皆さん方から御意見を聞かせていただきました。今日の会議で決めたいこと、本会議の提案要件をどうするか、これを前回お願いしておりましたように、いろいろお考えをまとめてくださったと思います。これまで、決算特別委員会で上がった意見、執行部に提案するに当たって、総意が得られない案件は提案しないでよい、総意というか、満場一致を目指しながら、必ずしもそうならないことも想定しておいてよいと。こういった辺りで、意見が割れてました。じゃあどうするのというところ、今日決めたいと思います。これまでの会議で出た手順のまとめというのを参考に見ていただいて、前回の会議で、満場一致が必要かどうかというのも、それぞれ意見を出してくださってます。議会運営委員会もいいんじゃないとか、決算特別委員会のほうで進めていったらいいんじゃないとか、そういった意見がありました。まず、何らかの形によって議員、今でいえば16名の全員の、賛成が見込まれるような、そういった場面を手順を踏むかどうかというのを決めていきたいと思います。

それぞれの御意見を、前回のものを簡単にですけど、まとめさせていただいてます。これで、小中委員、前回お休みだったんですけど、ここにお名前書かれてる方、これでよかったですか。訂正等あれば、今、御指摘いただきたいんですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 訂正は特にないですね。それでは、満場一致にするかどうかというのを、自由に討議していただきたいと思います。それぞれ御意見ありますが、どのようにいたしましょうか。それぞれ、間違っていないですよ。満場一致にすべきという方も、その必要はないんじゃないかという方も、どちらも理論上、間違っていないと思います。私たちが、じゃあどういう手段を採るかというのを、決めていくということです。

ちなみに小中委員は、前回意見を述べることはできませんでしたけど、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小中委員 なかなか満場一致というのは、なかなか難しい面もあるんで、満場一致が望ましいのは望ましいけれども、満場一致じゃない場合でも、提案そのものはしてもいいんじゃないかというふうに考えます。

○寺岡委員長 本会議場で賛成と反対に分かれるのもあり得るのじゃないかという、そういうことですか。

○小中委員 そういうことです。

○寺岡委員長 ありがとうございます。そういう御意見もありますが、どうでしょう。

小田上委員。

○小田上委員 この表だけ見ると、満場一致じゃなくていいと言ってるの、僕だけのようない気がするんですけど、どういうところまでの提案をするのかというので、満場一致にできるかできないかって、大きく変わってくると思います。満場一致にできるものが、ここにまとめていただけてますけど、本当に総論ばかりになって、それを分かってるよという執行部が思ってるようなことだけになっちゃうのが心配だなと。もう少し、1つの事柄に

足を突っ込んだときには、必ず意見は分かれるものだろうと思ってるので、満場一致にこだわり過ぎると何もできなくなるかなという思いで、満場一致、必要ないんじゃないかというふうに言ってます。なので、どこまでの枠のものを提案するかによって、大きく変わってくるかなと思います。内容が濃くなってきたときに、満場一致じゃないと出せないというふうになると、非常に議論した中身をもったいないことにするんじゃないかなという気がします。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

反対の意見でもいいですし、賛同の意見でもいいですし、どうでしょうか。

はい、副委員長。

○日域委員 現実問題として、そんなシビアな話にはならない気はしますけども、満場一致というのは、全員賛成ということですから。例えば、賛成しにくい件、出るけんて言って棄権するとか、いろんな手があるじゃないですか。わしは賛成せんかったよと。いろんなことあると思いますけど、地方自治体の何かの政策において、そこまで、要するに満場一致ということは、言い方換えたら拒否権があるということですね。私が反対したらもう流れるということじゃないですか。そんなことがあるかなと思うのと、それからあんまり緩めたら、さっき小田上委員がおっしゃったみたいに、あんまり緩めたら総論で何のことか分からんようなことで結論なったら面白くないですけども。ある意味では、皆さんが賛成してくれる程度まで、状況見ながら緩めていくとか、それはテクニックですよ。その辺は、現実問題としていろんなやり方があるんで、満場一致だったら満場一致でも、私は満場一致が悪いとは言いませんけども、結局はそういう、その辺りに本音の部分で落ち着くんんじゃないかなという気はしますけど。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。そのほか、どうでしょう。

小田上委員。

○小田上委員 今、日域副委員長がおっしゃったとおりだとは思んですけど、大体こういうところで提案していくとなると、そうだよと全員が納得してくれるものになるだろうと思うんですけど。例えば、個人的に、例えば僕が個人的に、1人反対するだけで、この意見出させずに済むんだと思えば、15人の総意よりも1人の意見のほうが大きくなっちゃう場合があるなと。ないでしょうけど、そう考えると、多数決という言い方はあまりしたくないですけど、15人の思いよりも1人の思いのほうが強くなるのか、それは慎重になったほうがいいのかと思います。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

満場一致にすべきという御意見も、前回会議とかでありますけど、どうですか。御意見、聞かせてください。

網谷委員。

○網谷委員 これ、どう言ったらいいですか。私が描いとるイメージと、皆さん描いとる、イメージというんですか。違うような気がするんですよ。先ほど、毎回毎回僕が言うん

ですが、執行部にお願いする、要望になろうかと思うんですが、要望するなら個人が毎回定例会でやっとな一般質問でいいんですが、これ重みを持たせて議会として出すということは、僕は物すごいこれ一番大事なことだと思うんですよ。ということで、満場一致という、僕のニュアンスの中でそういう結論に達しとるんですがね。そういう意味で、最初から例として、新町雨水排水ポンプ場の例を出したんですがね。これはもう皆さん、16人反対したら誰もいないということが、僕なりにニュアンスで分かっておりますので、そういうのを私は、執行部に早くしてくれとか、どうこうしてくれというのを、16人が一丸となって出したら、本当に少しでも早く手をつけなきゃいけないなというふうな執行部の気持ちを、本気度を出さすために、そのためにもこの満場一致というのは一番の堅い手段じゃないかと思うんです。ということじゃけ、今回、新町雨水排水ポンプ場がこういうような状態になって、いいことなんでありますがね。これね、匹敵するぐらいといいますか、具体例が僕の中でまだ浮かんでないんですよ。そういう意味で、私の意見として、まだ悩んどるところなんです。そこでこういうのが、ほかの自治体の事例でもあれば、紹介してもろうて、僕もどれ、見るんですが、どういう検索項目で出したら出るかなと思うたりして、二、三やってみたんですが、なかなか出ませんので。そういうのも考えてみていただいたらと思う。何か欠けてもたということになりますと、執行部の、私が執行部でも人の立場になっても、そうかそんなもんかと、気分が楽になりますよね。軽くなるいうたら失礼なんです。ただ、大竹市議会全体が議長名でぱっと出てきたら、気持ち変わっていくんじゃないかという、そこを、そういう僕は最初からイメージがあるんでね。ただ、そういうふうなことなんで、それでないというんやったら、何か欠けても、よいニュアンスが出てくれば、一般質問でもいろんな方が同じ項目でやってもいいんじゃないかというふうな、いうふうな感じになるんで、僕のイメージと皆さんのイメージが、違うかも分かりませんが、以上です。はい。

○寺岡委員長 ありがとうございます。ほか、意見どうでしょうか。

藤川委員。

○藤川委員 今、おっしゃった意見、私もほぼ同じ意見です。やっぱり、小田上委員がおっしゃった最後の私が手を上げなければこれがなくなるという、それを今、考えたことなかって、今、懸念ありますけども、やっぱり私はもう当初から言ってる重みを持たず、議員一致して執行部に提案する。動く動かんは別として、今までやってきてなかったことをやるのがいいのではないかと考えています。でも、どこかで小田上委員がおっしゃったように、1人手を上げない重みというのは、心配が残ります。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございました。

ほか、どうでしょうか。西村委員、山崎委員、どうですかね、この辺り。

はい、山崎委員。

○山崎委員 私は、満場一致にこだわっていないというのは、議会の全体の総意として市長がどう受け止めるかということが、まず一番大事なことだと思います。そういった意味として、議会の総意だなというところの判断ができれば、私はいいと思います。満場一致

でなくてもいいし、満場一致ならなおさらいい。あるいは、それに近いものであれば、なおもっといいという形で考えてます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

西村委員もお聞かせいただけますか。

○西村委員 皆さんの意見をそれぞれ聞きまして、いろんな。ただ、議会として執行部側に提案をするのに、やはり基本的には満場一致で出さないと議会の重みがない。むしろ一部の意見で出せば、これが1つの事例になって幾らでも出てくる。そういう意味でなしに、やはり最後の案として出す以上は、全て満場一致に近い形で出すことを、私は望みます。以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

議長はオブザーバーですが、これまでの意見聞かれて、何かありますか。

はい、議長、どうぞ。

○細川議長 皆様からのいろいろ意見伺うと、やっぱり目指す姿は満場一致かなというのは思うんですけども、やっぱり一方で、さっき副委員長が拒否権を認めることになると、副委員長と小田上委員からも、1人の人が反対したら、今までの議論が全部なかったことになってしまうというのは、やっぱり非常に残念なことだし、やっぱりその分重みを持たせるために、満場一致にするのは目指して、ここにまさにあると思うんですけど、満場一致は目指しながら、必ずしもそうならないことも想定しておいてよいとあるんですけど、それじゃないかなと。だから、それぞれがいろいろ考えを出し合って、1つになるように努力をやっぱり惜しまずにしていただきたいけども、最終的に誰か1人が反対したら出せないというのは、あまりとても残念なことになってくると思います。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございました。

休憩します。

14時08分 休憩

14時26分 再開

○寺岡委員長 それでは、会議を再開します。

それぞれいろいろ御意見をお持ちのようでして、どれが正解、どれが間違ってるというのは、なかなかつけ難いところかなというふうに思います。そこで、私たちも決算特別委員会にしても、こういった取り組みを実際にはまだされたことがないので、まずは試行といたしますか、試験的に喫緊にある予算特別委員会のほうに、正式な委員会ではなく委員のメンバーさん方をお願いをして、予算特別委員会の振り返りを行っていただくということをお願いするということにしてみたいと思います。もちろん、御協力いただけない方もいらっしゃると思うんですけども、8人が7人になっても6人になっても、傍聴のずっとしてくださる方々に入っていただいてもいいと思いますし、何らかの形で、予算特別委員会で8人の総意を求めるためにはこうなる、多数決じゃなくて総意を求めるためにはこうなるというのを、お願いをしてみようかなというふうに思います。その結果、ただ予算特別委員会にしても、本来の業務に支障があるようでは困りますので、お断りされること、

もちろん考えられると思いますが、まずは打診を試みようかなというふうに、委員長が決まり次第、打診はしてみようかなというふうに思います。

当委員会の特別委員会の皆さん方には、それは御了解いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 ありがとうございます。じゃあ、そうさせてもらいます。

一方で、それぞれうちの委員会も8名なんですけれども、今日出席でない同僚の議員さん、近しい議員さんとかにも、こないだこういうふうな意見でから、なかなかそれぞれが意見持ってるんで、まとまりにくそうなんじゃけどどう思うみたいな、そういう情報収集もしておいていただけたらなというふうに思います。

3月はその辺りの話、これについてはその辺りの話を中心になるかと思いますので、それぞれ御準備のほう、よろしく願いいたします。

では、一応予定していた日程は以上です。先ほど網谷委員からは、別の議会がどうしとるというのを、知りたいということもありましたんで、それぞれで研究をまた進めていただきたいと思います。

次回は3月、議会運営委員会で決まれば3月12日の基地周辺対策特別委員会終了後ということになってますので、引き続いてよろしく願いします。

じゃあ、以上で終わります。

ありがとうございました。

14時29分 閉会